

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望

中核市は、市民の命と健康を守るため、都道府県と連携を図り、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んできた。9月30日をもって緊急事態措置及びまん延防止等重点措置がすべて終了したものの、引き続き全国的に予断を許さない状況が続いている。

新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）について、国は、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指し、接種の加速化を推進してきたことから、各中核市は国の方針に対応し、地域の実情に応じた接種体制を構築し、接種の加速化を図ってきたところである。

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部から、希望者へワクチンが行き渡る時期を見据え、ワクチン・検査パッケージや飲食店の第三者認証等を活用した行動制限の緩和についての考え方が示され、今後、国において、日常生活回復に向けた感染防止対策と社会経済活動の維持との両立に向け、具体的方策が議論されようとしている。

長引くコロナ禍からの出口戦略についての検討が進められることに期待をする一方で、制限を緩和することによる感染再拡大や、ワクチン・検査パッケージの導入によるワクチン接種を受けていない方への差別的取扱いの増加などが懸念される場所である。

については、新型コロナウイルス感染症対策や、検討に当たって留意すべき事項に関し、下記のとおり緊急に要望する。

### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 主要な医療資源を有している中核市が、都道府県と連携し、保健所の人員増を含めて、新型コロナウイルス感染症対策における地域医療体制を充実するための施策を積極的に行えるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の補助対象事業の拡充など、一層の財政支援を行うこと。
- (2) 自治体が独自に行う無症状者に対する検査、医療機関等への各種支援に係る実施費用について、必要な財政支援を行うこと。

#### 2 ワクチン接種について

- (1) 国の目標である早期接種完了を達成するため、ワクチン供給の前倒し及び増量を行うとともに、都道府県や職域・大学等での接種についても、更に促進すること。また、個別接種を促進するために実施されている接種費用の時間外・休日加算について、希望する全ての住民への接種が完了するまで継続すること。
- (2) 3回目の接種事務については、自治体の意見を十分に踏まえるとともに、スケジュールや対象者、実施手順を明確にし、速やかに情報提供を行うこと。

また、自治体の事務負担も考慮し、これまで示されていた事務手続きと整合性を図るとともに、契約事務等において弾力的な運用を可能にするなど自治体が円滑に業務を進められるよう事業スキームを構築すること。さらに、経費については、現状同様、全額国費とし、職員人件費についても国費の対象とするなど自治体の取組を最大限支援すること。

(3) 3回目の接種の実施においては、住民の接種歴（1回目、2回目）等の把握を迅速かつ正確に行うことが必要であるが、現状では、住民登録がされている自治体のみに接種歴情報等が集約されているため、転居先の自治体はこれらの情報を把握できない状況にある。こうしたことから、3回目の接種に当たっては、他自治体がVRS等で保有している接種者の接種歴情報等を活用できるよう国が法整備などを進め、自治体が安全かつ円滑に接種券発送事務などを進めることができるよう見直しを図ること。

(4) ファイザー製のワクチンが減少し、各自治体において接種スピードが鈍化した反省を踏まえ、今後のワクチン供給については、数量が不足することがないように自治体への供給計画を明確化すること。

### **3 ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた検討について**

(1) 「ワクチン・検査パッケージ」の実施については、ワクチン接種証明の有無により、過度に日常生活の制限を行うことは憲法に抵触する可能性もあることから、その要否について慎重に検討されたい。

実施する場合においては、ワクチン接種を受けていないことで日常生活に支障をきたさないよう、また、差別的な取扱いがされないよう、周知啓発及び相談体制を充実させること。

さらに、国民が必要な時に身近な場所で、気軽に受けることができるワクチン接種や検査体制の更なる充実に、国としても精力的に取り組むこと。また、様々な事情によりワクチン接種を受けることができない方もいることから、検査において個人負担を生じさせない制度設計を行うこと。

(2) 「ワクチン・検査パッケージ」における接種証明については、国民・事業者の理解が得られるよう、適切に運用するとともに、その内容を周知すること。

(3) 現在、海外渡航を目的に自治体で発行している接種証明書について、今後、デジタル化する方針が示され、「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」では、国内での活用についても示されたところである。デジタル化の実施に向けては体制の整備や市民への周知などに時間を要することから、早期に運用指針や具体的な行程等を示すこと。また、自治体はその業務を担うこととなる場合は、自治体の負担とならないよう、制度設計を行うとともに、これまでの発行事務と同様に事務に要する経費について全額国が負担すること。

令和3年10月6日

中核市市長会